

バイオマス産業都市推進協議会

バイオマス産業都市先進事例 大崎市・鳴子温泉地域 視察のご案内

期 間：2026年10月1日（木）～2日（金）

視察先：【大崎市】①サスティナビレッジ鳴子（木質バイオマス発電） ②千田清掃（BDF 製造施設）
③大崎広域中央クリーンセンター（ごみ焼却熱利用による発電とグリーン電力証書）
【仙台市】④東北バイオフードリサイクル（食品廃棄物のメタン発酵によるバイオガス発電）

主 催：バイオマス産業都市推進協議会（事務局：一般社団法人日本有機資源協会）

謹啓

平素はバイオマス産業都市推進協議会の運営に格段のご指導ご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、バイオマス産業都市推進協議会の会員の皆様におかれましては、構想の実現に向けて取組を推進されておられ、構想の実現にあたっては先進的な取組も参考となると考え、下記により、協議会会員及び産業都市関係者を対象として、バイオマス産業都市の取組を進められております大崎市様の御協力を得て事例視察をご案内させていただきます。相互交流を図っていただく機会として、是非視察への参加をご検討ください。

敬白

【視察概要】

1. 期 間：2026年10月1日（木）～2日（金）
2. 集 合：10月1日（木） JR 古川駅 駅正面口前広場 12：15（予定）
3. 解 散：10月2日（金） JR 仙台駅東口 観光バス送迎乗降場 16：00（予定）
4. 定 員：約40名
5. 申込締切日：2026年7月31日（金）（1次締切り） ※なお、定員に達した場合は受付終了となる場合があります。
6. 参加費：29,500円（すべて参加の場合）
 - ※ 参加内容により、参加費が異なります。＊別紙内訳表参照
 - ※ 国内旅行傷害保険に加入いたします。補償内容については（別紙）をご覧ください。
（別紙）記載の補償内容のうち、〈基本補償〉のみが対象となります。
 - ※ お支払については、事務局（一般社団法人日本有機資源協会）より請求書を郵送いたしますので、2026年9月4日（金）までにお振込願います。
 - ※ 本視察は、現地集合、現地解散です。集合・解散場所までの往復交通手段の手配並びに旅費負担についてはご自身でお願いいたします。
7. 申込フォーム：<https://forms.gle/6ddFEmyHBHXaZUT48>

【注意事項】

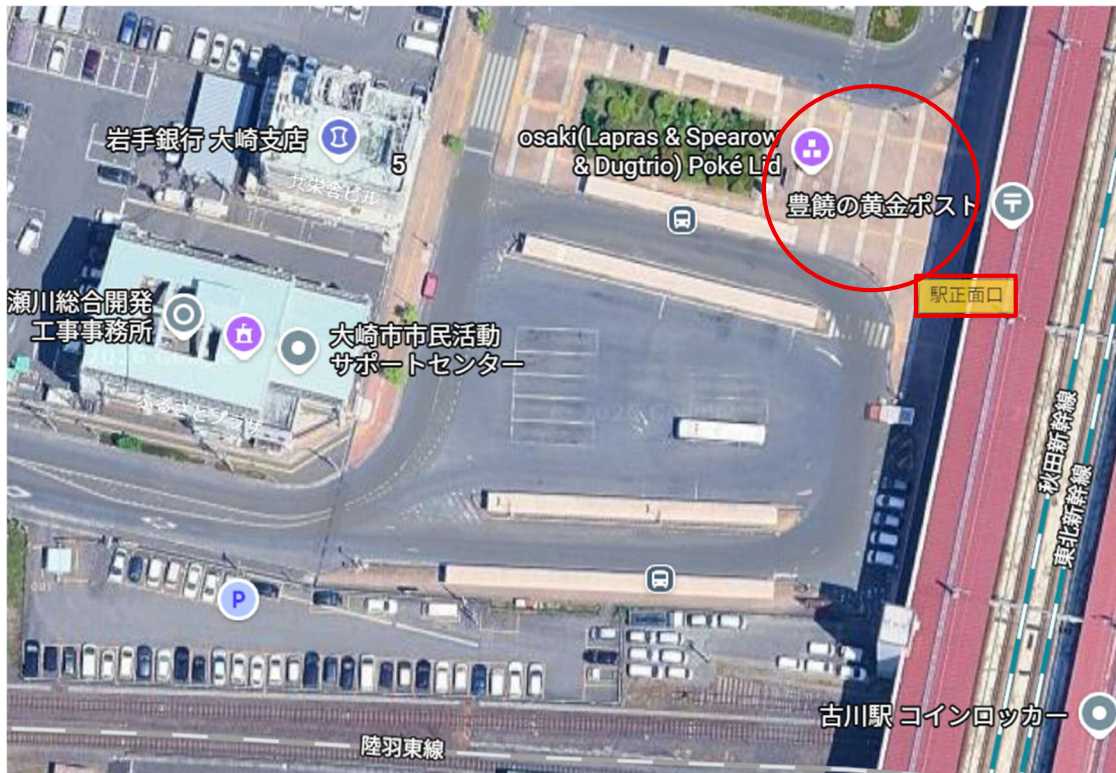
- （1）見学に適した履物・服装でのご参加をお願いいたします。
- （2）バス車内では、シートベルトの着用をお願いいたします。
- （3）飲酒行為（1日目の意見交換・交流会を除く）が見られる場合は見学できません。
- （4）バスへ乗車されず公用車等で移動する場合、移動中の事故などは一切責任を負えません。
- （5）雨天決行いたします。レインコート及び傘などの雨具は事前に各自でご準備願います。なお、大雨などで警報が発令された場合は視察を中止いたします。
- （6）天災地変、交通事故等、事務局が管理できない事由により、事例視察の一部変更及び中止が生じた場合については、責任を負いかねますことをご了承願います。
- （7）お申込の方におかれましては、ご参加可否について事務局からご連絡いたします。往復旅費の手配はご連絡までお待ちください。

申込み・問い合わせ先 バイオマス産業都市推進協議会 事務局（一般社団法人日本有機資源協会：名和・牛木・新保）
〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 301
TEL：03-3297-5618 E-mail：sangyotoshi@jora.jp

【 行 程 表 】

	日付	時間	視察先
一 日 目	10/1 (木)	12:15 集合	集合場所 JR古川駅 駅正面口前広場 (雨天の場合は駅正面口内にて随時バスへ案内) (昼食は集合前に各自済ませる)
		12:45 出発	JR古川駅 駅正面口側ロータリー
		12:45～13:40	移動(バス)
		13:40～15:40	①サスティナビレッジ鳴子(木質バイオマス発電と熱利用) 見学
		15:40～17:10	移動(バス)・休憩(あら伊達な道の駅)
		17:10 頃	宿泊先チェックイン ホテルルートイン古川駅前【大崎市古川駅前大通1丁目 4-18】
		17:40～18:00	(案) 懇親会会場へ移動【匠・和膳 きたはま】へ (徒歩)
		18:00～20:00	意見交換・懇親会
二 日 目	10/2 (金)	06:30～08:00	朝食(1階 花茶屋 6:30～9:00) ホテルルートイン古川駅前【大崎市古川駅前大通1丁目 4-18】
		08:30 出発	集合場所(1階ロビーが狭いのでロビーにて随時駐車場のバスへ案内) ホテルルートイン古川駅前【大崎市古川駅前大通1丁目 4-18】
		08:30～08:40	移動(バス)
		08:40～09:45	②(有)千田清掃(BDF 製造施設) 見学
		09:45～09:55	移動(バス)
		09:55～11:55	③大崎広域中央クリーンセンター (ごみ焼却熱利用による発電とグリーン電力証書) 見学
		11:55～12:10	移動(バス)
		12:10～13:10	昼食 大崎市役所301会議室 (お弁当、お茶)
		13:10～14:00	移動(バス)
		14:00～15:30	④東北バイオフードリサイクル (食品廃棄物のメタン発酵によるバイオガス発電) 見学
		15:30～16:00	移動(バス)
		16:00	JR仙台駅 東口 観光バス送迎乗降場 解散

古川駅正面口前広場 集合場所

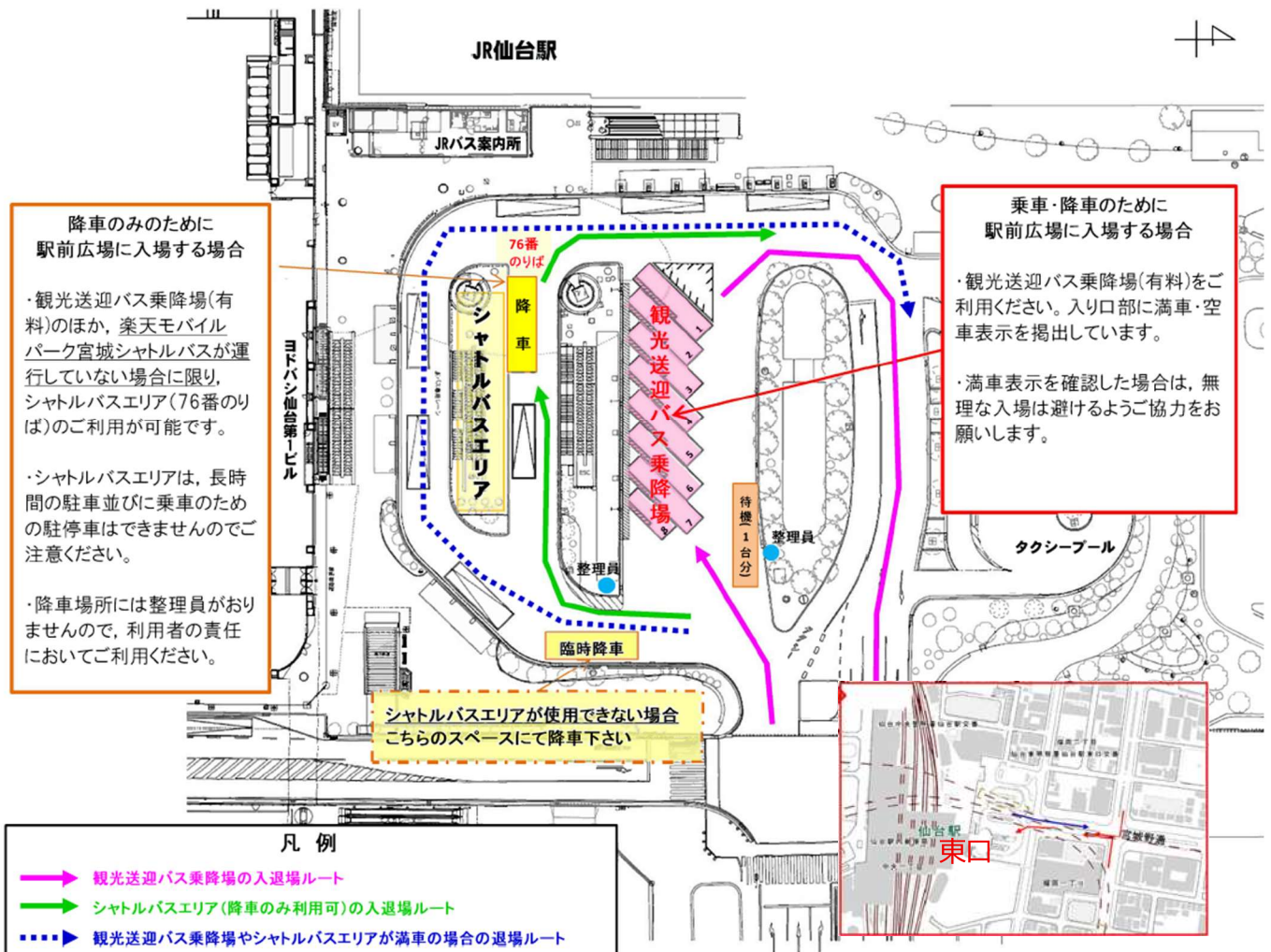


東北新幹線
古川駅 1階
駅正面口
(※雨天時)



仙台駅東口 観光送迎バス乗降場 詳細図

仙台駅東口駅前広場の観光送迎バス乗降場は、下記のとおりご利用ください。
なお、場内には整理員がおりますので、案内に従っていただきますようお願い致します。





VESTAプロジェクト サスティナヴィレッジ鳴子

もりたびの会とは？

鳴子温泉もりたびの会は、地域の旅館や飲食店、林業家、クラフト関係者、教育関係者等からなる協議会です。
国民保養温泉地・栗駒国立公園内という立地を活かした「自然体験」、伝統工芸である鳴子漆器や、鳴子こけしなど、自然豊かな環境が産んだ独自の「木工文化体験」、森林資源を活用したエネルギー循環を学ぶ「環境体験」などのプログラム提供をおこなっています。
これらの体験プログラムと温泉地での滞在を組み合わせ、非日常的な経験を通じ、訪れる人も住む人もより豊かになる新しいツーリズムの仕組みづくりを目指しています。

① 杉（すぎ）

関心がある

バイオマスエネルギー入門編！

所用時間	60分
催行人数	5～20名
内容	もりたびの会説明 発電システムの見学
集合時間	① 10:00 ② 14:00
集合場所	サスティナ ヴィレッジ鳴子 大崎市鳴子温泉 沢74-21
料金	5,500円（税込）/人
オプション	NPO法人しんりんの もり歩き（日本の林業の現 状、NPO法人しんりんの 取り組みについての説 明） 60分 3,300円（税込）/人

② 楓（かえで）

よく知りたい

現場で学ぶ新しいもりの循環

所用時間	180分
催行人数	5～20名
内容	もりたびの会説明 NPO法人しんりんの もり歩き（日本の林業の 現状、NPO法人しんり んの取り組みについて の説明） 薪ステーション、発電 システムの見学
集合時間	① 9:00 ② 13:00
集合場所	NPO法人しんりん 事務所 大崎市鳴子温泉 玉ノ木70
料金	11,000円（税込）/人
オプション	製材の現場視察ツアー （要相談）

③ 樺（けやき）

導入を検討中

事業化の根幹を学ぶ豪華コース

所用時間	360分
催行人数	5～8名
内容	【午前】「樺コース」 と同内容（システム導 入に向けた解説を含 む） 【午後】持続可能な森 づくり、発電事業を含 む地域内炭素循環の講 義（必要に応じCHPボ イラー代理店も同席 可）
集合時間	9:00集合、16:00終了
集合場所	NPO法人しんりん 事務所 大崎市鳴子温泉 玉ノ木70
料金	110,000円（税込）/人
オプション	製材の現場視察ツアー （要相談）



生産

NPO法人しんりん

◎木材



製材

(株)くりごまぐんえん



未利用材による
地域内炭素循環



利用

(株)サスティナヴィレッジ

熱・電気



エネルギー化

(株)ウェスタCHP

もりたびの会の宿に泊まってエネルギー利用について考えてみませんか
バイオマスや温泉熱などエネルギー利用を実践する会員の宿一覧は[こちら](#)へ

先進事例視察費用内訳

	内容	1人当たりの金額
	① 視察代（サステナビリティ鳴子）	¥5,500
	② バス代	¥4,000
1日目	③ 昼食代（集合前に各自済ませる）	¥0
	④ 意見交換会、交流会費（税込）	¥6,000
	⑤ 宿泊費（朝食代込） ホテルルートイン古川駅前	¥7,350
	⑥ 視察代（千田清掃）	¥335
2日目	⑦ バス代	¥4,000
	⑧ 昼食代（お弁当＋お茶）	¥1,200
	⑨ 国内旅行傷害保険費	¥565
	⑩ 視察先手土産代 （¥3,300×5か所（視察先4か所＋市役所）	¥550
ご請求額合計		¥29,500
全行程参加の場合		¥29,500

※費用については、バス代、食事代、宿泊代等申込時の選択された項目の費用をお支払いいただきます。

旅行災害補償制度の補償内容のご案内

＜別紙＞

お客様が加入されている旅行災害補償制度の補償内容は、以下の通りです。

＜基本補償＞

補償タイプ			B1000タイプ
損害保険	傷害	死亡	1,000万円
		入院	1日あたり4,000円
		入院による手術（注1）	2万円・4万円
		通院	1日あたり2,500円

見舞金	病気死亡 (注2)	法定相続人代表者1名に対して10万円(以内)
-----	--------------	------------------------

(注1) ＜入院中に受けた手術の場合＞

手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍

＜外来で受けた手術の場合＞

手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍

(注2) 1旅行100万円限度となります。

＜オプション補償＞

※お客様控に「有」と表記されている場合に補償されます。

損害保険	特約	救援者費用 (お客様控に表記されています)	①100万円以内 ②300万円以内 ③500万円以内
		賠償責任補償 (自己負担額なし)	1事故2,000万円以内

＜保険金／見舞金についてのご説明＞

- 死亡：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、1,000万円が支払われます。
- 入院：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院（入院に準じた状態を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき4,000円が支払われます。
- 入院による手術：入院保険金をお支払いする場合に、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療を直接の目的として手術を受けた場合、入院中の手術か外来の手術かにより所定の倍率（10倍、5倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
- 通院：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、平常の業務や生活に支障が生じ、かつ通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき2,500円が支払われます。
- 病気死亡：旅行参加中に病気により死亡した場合、死亡者の相続人の数にかかわらず、法定相続人代表者1名に対して10万円（以内）が支払われます。ただし、1旅行100万円限度となります。
- 救援者費用：旅行行程中に①旅行者が搭乗する航空機もしくは船舶が行方不明になった、あるいは遭難した場合②緊急な捜索・救助活動を要する場合③被った傷害を原因として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または14日以上継続して入院した場合、被災者の捜索救助費用や救援者の交通費等の費用が支払われます。
- 賠償責任補償：旅行行程中の偶然な事故により、他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたこと等により法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用（応急手当、訴訟費用など）の合計金額を1回の事故につき、2,000万円を限度として支払われます。賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。

＜旅行特別補償について＞

当社はお客様と締結した企画旅行契約に定める特別補償規程に従い、上記の保険・見舞金とは別に、旅行参加中（標準旅行業約款の定義によります。）に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、または偶然な事故によって携帯品に損害が生じた場合に、以下の補償金・見舞金を支払います。

- 死亡補償金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、事故の日から180日以内に死亡した場合 1,500万円
- 後遺障害補償金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 1,500万円～45万円
- 入院見舞金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院した場合、7日未満の入院について2万円、7日以上90日未満の入院について5万円、90日以上180日未満の入院について10万円、180日以上入院について20万円。
- 通院見舞金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院した場合、3日以上7日未満の通院について1万円、7日以上90日未満の通院について25,000円、90日以上180日未満の通院について5万円。
- 携帯品損害補償金：旅行参加中に偶然な事故によって旅行者所有の身の回り品に損害が生じた場合 15万円（ただし、1個、1組または1対あたりの限度額は10万円。1回の事故につき、3,000円を超えない場合は補償されません）

事故にあわれたときは、ただちに旅行会社にご通知ください。事故の日から30日以内にご通知いただかないと補償できない場合があります。なお、補償金（保険金等含む）のお支払いは、全旅協が保険会社と締結する保険契約の約款・特約および全旅協旅行災害見舞金規約によります。

全旅協旅行災害補償制度は、損害保険ジャパン（株）を幹事引受保険会社とする「損害保険契約」と（一社）全国旅行業協会の「全旅協旅行災害見舞金」によって構成されています。損害保険契約については、複数の保険会社により共同保険契約が締結されており、損保ジャパンが他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受保険割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社および引受割合につきましては、取扱の損害保険代理店にご確認ください。

全旅協が契約した保険契約の引受保険会社が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、お約束している保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。なお、上記損害保険（国内旅行傷害保険）は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金の8割（ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。